

虐待の問題を抱える家族の支援 ～アセスメントを支援につなげる～

そだちと臨床研究会 代表（臨床心理士）
元滋賀県彦根子ども家庭相談センター 所長
菅野 道英



はじめに

児童虐待の防止は、社会の大きな課題としてさまざまな形で研究や検討がなされており、報道でも取り上げられ、相談体制の強化を目指して、さまざまな施策が講じられています。現場は、増加する相談件数と体制強化による人員増に伴う専門性の確保、次々と発せられる緊急対策（業務の点検や調査・報告）など、多忙を極めています。本研修ではさまざまな困難や苦悩を抱える現場を応援するため、模擬事例を使い、アセスメントと支援についての学びを提供しています。誌上ですべてを再現することはできませんが、児童家庭相談に従事するにあたっての基本的な立ち位置について考える機会になればと思います。

私たちが目指すもの

子どもは生まれ持った個性とその後の働きかけや環境によって、個性的な存在として育っていきます。子どもは、唯一無二の存在として尊重され、その発達を保障され、あらゆる危険や障害から守られなければなりません。この役割を中心的に担うのは、保護者であり、その保護者をサポートする形で公的な相談支援のシステムが整備されてきました。このシステムは、「子どもの育ちについての困りごとの相談にのること」、子育て支援のニュアンスで捉えられているのではないのでしょうか。では、児童虐待対応は何を目指しているのでしょうか。これは「子どもが危険な目にあわない

ために権限行使して守ること」というようなニュアンスで語られることが多いのではないのでしょうか。いっけん異なるもののように思われますが、「その子どもに合った適切な養育を行う」ことを応援するという視点で見ると、適切な関わりから不適切な関わりへの連続する直線上のどこに位置するのかとみることができます。

児童家庭相談に従事する私たちは、「子どもが大人になって、社会を支え、健やかに暮らし、次世代を育てていける大人になること」を目標として、子ども達の育ちを応援しています。子どもは環境に適応しつつ、さまざまな体験をとおして、大人として生活するために必要な物事の捉え方、考え方、表現の仕方を身に付けていきます。この発達の支援こそが私たちの使命であり、子どもたちのあらゆる課題に対して、個々の子どもの特性に応じて、適切な養育ができるように保護者を応援することを行ってきました。

子どもの発達の安全保障

子どもの個性に沿わない不適切な養育によって、子どもの発達上のニーズが安全・安心に満たされない状況が続くと、自己肯定感や自尊感情が育たず、歪んだものの捉え方や表現の仕方を身に付けてしまうこととなります。その結果、大人になる過程や大人になってからの生活において、生きづらさを体験することになります。現在から未来にわたって

虐待の問題を抱える家族の支援
アセスメントを支援につなげる

生きやすさを保障するために、不適切な養育をいかに修正していくのか、子どもが受けた影響をいかに緩和していくのかが虐待対応を行う機関の使命になります。

子どもの発達に関わるアセスメント

本研修では、イギリスで使われている子どもの発達支援のためのアセスメント(Common Assessment Framework)を紹介し、子どもの現状についての考え方や要素、要因について説明しています(図1)。

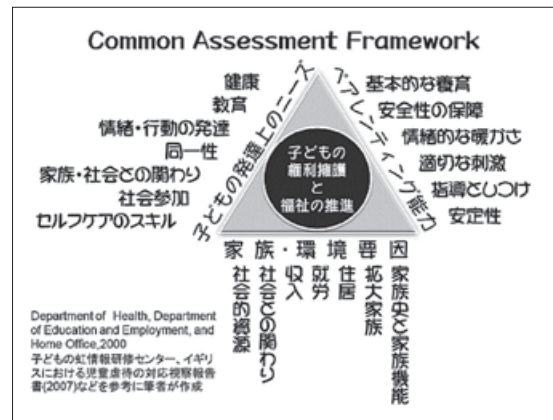
このアセスメントの枠組みは、子どもの現状を3つの要素に分けて評価をします。「子どもの発達上のニーズ」について、子ども一人ひとりの特性も考慮に入れながら、現在までの発達の経過と現状についての情報を整理します。「ペアレンティング能力」は、保護者や支援者が行う、子どもの育ちに関する直接支援の量と質などについて情報を整理します。「家族・環境要因」は、家族の機能や内外のリソースとの関係性の量や質などについて整理します。異なる局面の情報を集約し、その上で総合的にアセスメントします。あくまで、情報整理の枠組みであり、自動的に評価が行われるわけではありません。

要因(視点)の一例をあげておくと、発達上のニーズの「同一性」は、場所や関係に左右されず、一貫性のある自己像を持てる事で、自分やその能力に対する見方(評価)や自己肯定感、帰属感、受容されたり認められているという感覚を持っているのかが問われます。アイデンティティは、思春期にそれまでに与えられた自己イメージを再構成し、完成させていくものとされています。したがって、どのような認知、行動様式で暮らしてきたのか、その中でどのような自己イメージを与えられてきたのか、自覚してきたのかが大切になります。アイデンティティの視点は、自己肯定

感や自尊感情を育てるような一貫した関わりを考える上で大切な指標になります。ペアレンティング能力の「指導としつけ」は、単に欲求を受容的に満たしてだけでなく、適切な刺激(ストレス)を与え、それに対処し、克服できるよう励ましていくことも大切になります。適切な指導は、子どもが自らの感情をコントロールする力をつけていくことにつながります。トイレトレーニングを例にすると、それまで膀胱に一定量の尿がたまる時や場所に関係なくおむつに排尿していたのを、オマルやトイレといった場所を限定することや時間を限定したりして、我慢や身体コントロールができるよう指導していきます。これは単に身辺自立の指導ではなく、不快な状況に対して即時的に解消するのではなく、不快なまま維持し、解消可能な時と場所で行う、現実に合わせて行動していくという行動原理を教えていくことになり、社会適応的なスキルを身に付けることができます。また、子どもは励まされ、やり遂げ、認められる体験から、肯定的自己像を持ち、自己効力感(自らの対処能力に対する信頼感)を持てるようになります。指導では、間違っただけには時として罰を与えますが、罰がどのような内容で、適切なものかを見極めることが大切になります。

このように、各要因は支援を考えていく上

図1 コモン・アセスメント・フレームワーク



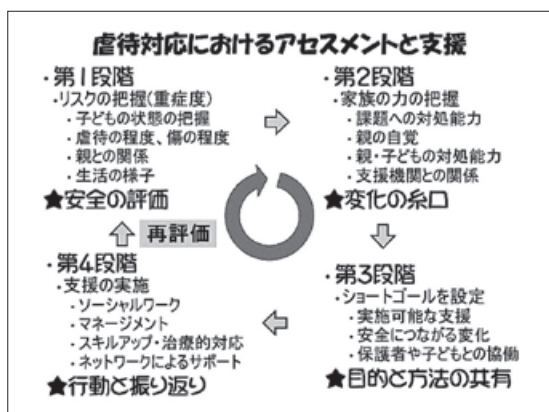
で大切な指標になるものです。

支援機関の使命や支援のゴールにより支援の内容は異なりますので、さらに独自のアセスメントを行う必要もあります。

演習：アセスメントと支援

本研修では、流通科学大学の加藤曜子先生が平成29年度厚生労働省の調査研究で開発された在宅支援共通アセスメント・プランニングシート（図3）を使って演習をしています。アセスメントシートは、情報整理のツールであり、自動的に評価がなされるものではありません。チームが共通の認識を作るための話し合いのツールとして活用することが現場の助けになると理解して活用することが望まれます。

図2 アセスメントと支援のサイクル



1) リスクの把握…危険性の判断

① 受理～調査

何よりも子どもの安全が優先されますので、「子ども虐待対応の手引き」などにもある一時保護決定に向けたアセスメントなどを活用して緊急性の判断を行います。その後、過去から現在にわたる情報から、子どもの安全を脅かすリスク要因を確認します。もし、緊急性が高い場合は、児童相談所への送致により権限行使のステップに移行しますが、並行してアセスメントのための情報収集は続ける必要があります。

通告の受理時は、エピソード情報である

ことが多く、断片的であったり、推測が入っていたり、アセスメントするには正確さに欠けることがほとんどです。そのため、「どこに」「どのような情報」を集めるのかを検討します。この段階では、過去の事例やベテランの経験から仮説をたて、効率的に必要な情報を集めます。仮説に沿わない情報があっても、軽視せず必要なものを集める必要があります。

② アセスメント（シートの左上の部分）

アセスメントは問題を理解するために、発生の背景となる情報整理を行い、対応の判断を行います。シートには基本情報に加えて、現在の子ども・養育・家庭の様子を「子ども」「養育者」「養育状況」「家庭」「サポート」の領域に23項目のリスク項目で整理し、虐待の種別や程度を判断します。全ての情報があるわけではありませんが、推測でアセスメントを補強することなく、不明であることを明らかにして、さらなる調査項目とします。その上で、このままの状態が続くと発達上のニーズが満たされず、認知や表現の歪によって不適応を起こしてしまう可能性などを検討します。

2) ストレングスの把握…変化の材料探し（シートの右下の部分）

次の段階は、子どもたちの育ちの安全・安心を保障するストレングス（強み）を把握していきます。これはすでにある家族の力を明らかにするもので、この部分を強化・拡大していくことによって、子どもの安全を保障することを目指していきます。

この段階で、当事者である子どもや親に参加してもらうことで、自分たちのこととして理解を深め、どうすれば安全な暮らしができていくのかを考えてもらうというプロセスを歩みます。

3) 支援策の作成（プランニング）（シートの

右下の部分)

どのようなことが起きれば、今よりも育ちの安全・安心を保障できたと言えるのか、具体的なシーンを考え、その状態に近づくためには何があればよいのか、どんな強みを増やせばよいのか考えます。このとき、リスクを無くすことを目標にせず、子どもの安全・安心につながる強みを増やすことを目標にすることがお勧めです。理想的には保護者、時には子どもを交えて話し合いを行うことが望ましいのですが、支援者だけでもアセスメントを共有できている者が、自分にできる事を集約して支援策を作っていきます。

4) 支援の実施

子どもの安全の状況を確認しながらそれぞれの担当機関が責任を持って支援を実施し、効果をモニターしていきます。このモニターによって、支援の方法や内容などについての細かな修正に、担当機関が状況に合わせて取

り組んでいくことになります。調整機関の指示を仰ぐことなく、担当機関の責任で行う必要があります。一定期間支援を行った後に再評価のための個別ケース検討会議を開催し、1) のリスクの把握から再評価し、支援の効果を共有し、支援策の修正を行います。

児童虐待対応の姿勢と工夫

1) 部分受容

この使命を達成するためには、従来のソーシャルワークやカウンセリングの基本とされていた、受容の姿勢で聞いているだけでは、「受け止めた」「理解した」に加え、「承認した」ということになるので、部分受容で接していくことが必要になります。したがって、少しはマシになっていますが、不適切な関わりが続いている場合、不適切な養育を容認しているととられる恐れがあるため、工夫が必要になります。譲れない線を明確に提示しながら、

図3 在宅支援共通アセスメント・プランニングシート (記入例)

The form is titled '在宅支援共通アセスメント・プランニングシート (記入例)'. It is divided into several main sections:

- Ⅰ 子どもの安全・安心を確保するためのアセスメント (Assessment for ensuring child safety and security):** This section contains a grid for identifying risks and strengths. It lists various areas like '身体的健康' (Physical health), '情緒的安定' (Emotional stability), '社会的スキル' (Social skills), etc., with checkboxes for 'リスク' (Risk) and '強み' (Strength).
- Ⅱ 支援の目標 (Support goals):** This section includes a 'リスク/強みのマトリックス' (Risk/Strength Matrix) and a '子ども・家庭の強み' (Child/Family Strengths) section. It contains text boxes for describing goals and current status.
- Ⅲ 支援計画 (Support plan):** This section is divided into '具体的・短絡的・緊急' (Specific/Short-term/Emergency) and '中長期的' (Medium/Long-term). It includes a 'つよみ (ストレングス)' (Strengths) section and a '介入計画・具体的な支援策' (Intervention plan/Specific support strategies) section.
- Ⅳ サービス利用チェック (Service utilization check):** This section is a checklist for various services, including '児童相談所' (Child Welfare Center), '児童発達支援' (Child Development Support), '放課後等デイサービス' (After-school Day Service), etc., with checkboxes for '利用' (Utilization) and '未利用' (Not utilized).

At the bottom, there is a '危険度' (Danger level) scale from 0 to 10, and a '備考' (Remarks) section.

研究報告書 & マニュアルが流通科学大学HPにあります。 <https://www.umds.ac.jp/180410/>

変化のための努力に焦点を当てて自らに変化する力があることを認識してもらいます。部分受容で関係を維持しながら、変化に向けて協働していくわけですが、この協働はとても困難であり、工夫が必要になります。

2) 課題の焦点化

私たちが問題にしているのは、「あなたの行為が虐待かどうか」ということではなく、現在の状態が安全・安心かということ、子どもにとって安全・安心な養育方法であるかということであり、安全・安心を回復するための取り組みが必要であるとの介入の意図を明確にし、そのために保護者と支援機関が行動していく必要があることを伝えます。

3) 包括的アセスメント

虐待対応の枠組みとして、サインズ・オブ・セイフティやパートナーリング・フォー・セイフティなどのストレングスアプローチが活用されています。これらの方法論では、子どもの安全・安心を脅かすリスク要因だけでなく、安全・安心に寄与するストレングス（強み）や、未来に向けた希望も含めてアセスメントすることを提唱しています。問題点だけでなく、子どもの育ちに役立っている良好な関わりも含めた調査により、変化を求めるものと求めないものを明らかにしていくことも大切になります。さらに、安全でない状況が起きる原因の追及や除去を目指すのではなく、安全・安心な状況を実現するために何が必要なのかを考え実践する取り組みが大切になります。

4) ボトムライン

虐待対応には、子どもが安全・安心でない状況が継続することや悪化することは認められないという譲れない線があります。しつけとして、子どもへの思いや関わりの意図は容認できる場合もありますが、危険な罰の与え方は認めるわけにはいきません。保護者には子どもが安全・安心に生活し、成長していく

権利を保障する義務があります。また、要保護児童対策地域協議会や児童相談所などの支援機関には子どもの安全を脅かすような事態を改善し、子どもの安全の回復を支援する責務があります。

おわりに

子どもの発達の支援と子どもの発達する権利の保障という基本的な立ち位置、及び安全・安心を脅かすことは認められないというボトムライン。このような揺るがない軸を持つことを大切にしてください。児童虐待の対応は、とても困難な業務であり、それぞれの現場でいろいろな工夫をされていると思います。そういった情報を交換できる場としても貴重な研修だと考えています。

【参考文献】

- 『子ども・家族支援に役立つ面接の技とコツ―仕掛ける・さぐる・引き出す・支える・紡ぐ児童福祉臨床―』宮井研治編、2013、明石書店
- 『子ども・家族支援に役立つアセスメントの技とコツ―よりよい臨床のための4つの視点、8つの流儀―』川畑隆編著、2015、明石書店
- 『安全のサインを求めて』白木孝二・井上薫・井上直美監訳、2004、金剛出版

著者略歴

菅野 道英（すがの・みちひで）

2017年3月定年退職により38年の児童相談所職員歴に終止符を打ち、現在はフリーランス。これまでの経験を生かして、講演や子ども家庭福祉の専門職のトレーニングを行っている。また、滋賀県犬上郡多賀町では臨床心理士として、小学校のスクールカウンセラーや要保護児童対策地域協議会事務局の業務にも携り、現場での研鑽を積んでいる。本研修では、さまざまな困難や苦悩を抱える現場を応援するため、第1回（2006年度）から模擬事例を使い、アセスメントと支援についての学びを提供している。